

基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち



(1) あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

すべての人が人権侵害や暴力から守られ、また、人権侵害の被害を受けた人が、自らの尊厳を回復できる社会を目指し、啓発と被害者支援を推進します。

① 暴力などの発生を防ぐ環境の整備

課題

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況を見ると、配偶者等からの暴力（DV）の被害者は多くが女性ですが、最近では男性被害者も増加傾向にあります。
- 固定的性別役割分担意識や女性の経済的自立の困難さにより、女性が軽視され家庭内の暴力の要因になっている可能性が考えられます。
- 子どもや高齢者、障害者などに対する暴力・虐待にも重きを置く必要があります。

取組・今後の方向性

- 「DV防止法」の周知を図り、暴力を許さない社会的認識の醸成を進めます。
- 被害者（2次被害含む）への理解を深めるための意識啓発を推進します。
- 若年層を対象にデートDV防止の取組を実施します。

No.	取組	取組内容	担当課
34	DVに関する意識啓発	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、パンフレットやホームページ等を活用し市民への意識啓発に努めます。また、若年層へのデートDV防止のための啓発活動を行います。	市民協働課
35	民生児童委員による地域の見守り	民生児童委員と警察署や民間事業者等が協力して、地域における見守り活動に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。	社会福祉課

② 被害者に対する支援体制の充実

課題

- ・ 市民意識調査の結果、配偶者や恋人からの暴力を受けた人のうち、約4割は「どこにも相談しなかった」と回答しており、被害が潜在化しています。

取組・今後の方向性

- ・ 相談窓口の周知を図ります。
- ・ 研修会等への参加を通じて担当職員の資質向上を図り、相談しやすく、問題解決に向けた的確な対応に努めます。
- ・ 庁内関係部署や県などとの連携を強化し、被害者が生活を再建できる総合的な支援体制を整備するとともに、支援を要するすべての子どもやその家庭への切れ目のない支援体制を構築します。

No.	取組	取組内容	担当課
36	相談窓口及び支援体制の充実	相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、関係部署等との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。	市民協働課
37	こども家庭センターによる相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保に向けて、専門職等の資質向上を図るとともに、総合的かつ継続的な支援を行います。	こども課
38	要保護児童対策地域協議会による連携	子どもの虐待防止だけでなく、支援を要するすべての子どもとその家庭について、関係機関が情報交換や必要な支援等について協議し、連携して対応します。	こども課

(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化や介護の長期化・重度化に伴い、介護者の家族の負担が過大にならないよう、介護・福祉サービス事業者への支援の充実を図ります。また、高齢者・障害者が意欲や能力に応じて社会参画できる環境を整備し、在住外国人も含めた誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

① 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境整備

課題

- ・高齢者・障害者がいる家庭に介護の負担が集中する傾向にあります。
- ・介護が必要な人への、男女共同参画の視点に配慮した支援体制が必要です。

取組・今後の方向性

- ・「生き生き長寿のまちづくり計画」「沼田市障害福祉計画」に基づき、サービスの充実を図ります。
- ・男女がともに家庭生活や社会活動に参画できるよう、高齢者・障害者への支援と介護者への支援を男女共同参画の視点で充実を図ります。
- ・高齢者・障害者の生活環境向上や自立支援を推進し、安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。

No.	取組	取組内容	担当課
39	高齢者の生きがいづくり	高齢者の社会参加や福祉の向上を図り、充実した生活を送れるよう、各種事業の実施や施設利用の助成等を行います。	介護高齢課
40	日常生活支援	ひとり暮らし高齢者等が安心して生活し続けるため、声かけ訪問等の見守りや安否確認等の事業により支援するとともに、家族介護の負担軽減に努めます。	介護高齢課
41	お互いさまのまちづくり	各地域にコーディネーターを配置し、高齢者等が孤立せず、気軽に集える「居場所」の運営や、買い物などの日常生活を支援する「支え合い」等の仕組みなど、安心して住み続けられる地域づくりを支援します。	介護高齢課
42	認知症にやさしいまちづくり	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、多彩な協力団体によるネットワークやサポーター養成などにより、認知症に対する正しい知識・理解を深め、地域による見守りや支援体制の強化に努めます。	介護高齢課

No.	取組	取組内容	担当課
43	高齢者の包括的支援事業	<p>高齢者やその家族の介護、福祉などの相談を受け、関係機関とのネットワークを生かしながら、適切なサービスや機関、制度等が利用できるよう支援します。</p> <p>また、高齢者に対し包括的かつ継続的にサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメントを支援します。</p>	介護高齢課
44	障害者の社会参加促進	<p>障害のある人の社会参加の促進と障害のある人に対する理解を深めるため、障害の有無にかかわらず取り組める各種スポーツ事業等を実施します。</p> <p>また、在宅の障害者等のタクシー運賃の一部を援助するなど、障害者等の生活を支援します。</p>	社会福祉課
45	障害者の生活環境の向上	<p>障害者が地域で暮らし続けるための選択肢を増やすため、グループホーム（世話人付き集合住宅）の増設を検討するとともに、利用を促進することにより保護者の心理的負担軽減を図ります。</p>	社会福祉課

② 国際理解と多文化共生の推進及び多様性の尊重

課題

- ・文化・慣習の違いによる相互理解が十分な状況にないと考えられます。
- ・言語や情報の不足により、行政サービスや地域活動への参加が困難な人がいます。
- ・災害時や緊急時に必要な支援や情報提供が不十分なケースが想定されます。

取組・今後の方向性

- ・中学生の国際交流事業や沼田市国際交流協会と連携した多文化共生事業を実施し、国際理解を促進します。
- ・国際交流活動を通じ、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を図ります。
- ・在住外国人（令和7年10月末現在、1,190人の外国人が本市に住民登録）への生活に関する情報提供や支援を行い、地域社会への円滑な参加を支援します。
- ・ぐんまパートナーシップ宣誓制度の周知と併せて、性の多様性に対する理解促進を図ります。

No.	取組	取組内容	担当課
46	沼田市中学校国際交流事業	国際交流の振興を図るため、市内の中学生が授業の一環として、外国の学校とリモートで交流を実施することにより、国際感覚を身につけ、国際性豊かな人間の育成と友好親善に努めます。	学校教育課
47	各種多文化共生イベント・講演会等の実施	国際理解の促進と多文化共生の推進を図るため、市民・民間団体・法人及び行政が互いに協力し、多文化共生イベントや講演会などを開催します。	企画政策課
48	外国人への支援	日本語教室の開催や外国語による相談・情報提供等を行い、在住外国人の生活を支援します。	企画政策課
49	性の多様性に関する啓発活動	ぐんまパートナーシップ宣誓制度の周知をはじめとして、性の多様性に関する意識啓発を図ります。	市民協働課

③ 困難な問題を抱える女性等への支援 【困難女性支援基本計画】

課題

- ・不安定な雇用や収入格差による貧困、社会的孤立などの困難を抱える人が増えてきています。
- ・社会的孤立や地域コミュニティとのつながりが弱く、支援情報や相談窓口の認知が不足している人がいます。

取組・今後の方向性

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、適切な相談対応、一時保護、心理的援助、自立促進のための生活支援を整備します。
- ・生活困窮者への自立支援を通じ、安定した生活が送れる体制を整備し、相談者の状況に応じた支援の充実に努めます。

No.	取組	取組内容	担当課
50	相談窓口の充実及び支援体制の整備 (No.36 再掲)	相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、関係部署等との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。	市民協働課
51	生活困窮者の自立に向けた支援（生活困窮者自立支援制度）	仕事や経済的に困窮するなどの複合的な悩みや問題を抱える相談者を対象に、専門の相談員が相談者に寄り添いながら支援方法を検討し、問題解決に向けて関係機関と連携しながら、「就労のこと」、「住まいのこと」、「家計のこと」、「債務のこと」などについての支援を行います。	社会福祉課
52	ひとり親家庭福祉推進事業	ひとり親家庭の福祉の充実を目的とし、自立に向けた資格取得のための給付金や自立支援員による相談などの支援を行います。	こども課
53	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課